

○国立大学法人埼玉大学役務提供契約基準

〔平成25年3月27日〕
制 定
改正 平成30. 7. 27 平成31. 3. 29
令和 2. 3. 27 令和 3. 7. 9
令和 4. 11. 25 令和 7. 3. 25

この基準は、本学における役務提供に関する契約の一般的約定事項を定めるものである。

（総則）

第1 発注者及び受注者は、契約書（国立大学法人埼玉大学の個人データの取扱いに係る業務の委託（請負）における取扱い（平成31年3月29日付け経理責任者（事務局長）裁定）に規定する「国立大学法人埼玉大学の保有する個人情報の取扱いに関する特約」を含む。以下同じ。）及びこの契約基準に基づき、仕様書等（図面を含む。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（契約書及びこの契約基準並びに仕様書等を内容とする役務提供の契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

2 受注者は、契約書記載の役務提供を契約書記載の完了期限内に完了するものとし、発注者は、その代金を支払うものとする。

3 役務提供の実施に必要な一切の手段については、契約書及びこの契約基準並びに仕様書等に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。

4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

5 契約書及びこの契約基準に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。

7 契約書及びこの契約基準に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。

9 契約書及びこの契約基準並びに仕様書等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

11 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所において行うものとする。

（業務の実施の調整）

第2 発注者は、この契約に基づき実施する受注者の業務（以下「役務提供」という。）が、発注者の発注に係る第三者の実施する業務と密接に関連する場合において、必要があるときは、その実施につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う業務の円滑な履行に協力しなければならない。

（経費内訳明細書の提出）

第3 受注者は、この契約締結後15日以内に経費内訳明細書（以下「内訳書」という。）を作成し、発注者に提出しなければならない。ただし、発注者が、受注者に内訳書の提出を必要としない旨の通知をした場合は、この限りでない。

2 内訳書は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

（契約の保証）

第4 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号の一に掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

（1）契約保証金の納付

（2）契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

（3）この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社の保証

（4）この契約による債務の履行を保証する履行保証証券による保証

（5）この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 発注者がその必要がないと認める場合においては、前項の保証を付さないこととすることができる。

3 第1項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第6項において「保証の額」という。）は、代金額の10分の1以上としなければならない。

4 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第32第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

5 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

6 代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の代金額の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

（権利義務の譲渡等）

第 5 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者が役務提供の実施に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の代金債権の譲渡について、前項ただし書の承諾をしなければならないものとする。

3 受注者は、前項の規定により、第 1 項ただし書の発注者の承諾を受けた場合は、代金債権の譲渡により得た資金をこの役務提供の実施以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

4 受注者は、信用保証協会の流動資産担保融資保証制度を利用するためにこの契約により生ずる代金債権を担保として提供しようとする場合には、第 1 項の規定にかかわらず、当該代金債権を担保に供することができる。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第 6 受注者は、役務提供を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、本役務提供の一部を第三者に委任又は請け負わせる場合には、事前に書面にて委任又は請け負わせる内容及び相手方を発注者に提出し、発注者の了解を得なければならない。なお、当該役務提供の一部を委任又は請け負わせる場合であっても、受注者は発注者との関係においてその業務の最終的な責任を負うものとする。

(下請負人の通知)

第 7 発注者は、受注者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(特許権等の使用)

第 8 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている業務の実施方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその業務の実施方法等を指定した場合において、仕様書等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(監督職員)

第 9 発注者は、必要がある場合は、監督職員を置き、役務提供の実施について監督をさせることができる。

2 発注者は、前項の監督職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。

- 3 監督職員は、契約書並びにこの契約基準に定めるもの及びこの契約基準に基づく発注者の権限とされる事項のうち、発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、仕様書等に定めるところにより、仕様書等に基づく立会い又は役務提供の実施状況の検査（確認を含む。）の権限を有する。
- 4 発注者は、監督職員に契約書及びこの契約基準に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては、当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。
- 5 発注者が監督職員を置いたときは、契約書及びこの契約基準に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、仕様書等に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。
- 6 発注者が監督職員を置かないときは、契約書及びこの契約基準に定める監督職員の権限は、発注者に帰属する。

（履行報告）

第 1 0 受注者は、仕様書等に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

（使用材料の品質）

第 1 1 役務提供に使用する材料（以下「使用材料」という。）がある場合の品質については、仕様書等に定めるところによる。仕様書等にその品質が明示されていない場合にあっては、中等の品質又は均衡を得た品質を有するものとする。

- 2 受注者は、仕様書等において監督職員の検査を受けて使用すべきものと指定された使用材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。

- 3 監督職員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から 7 日以内に応じなければならない。

（支給材料及び貸与品）

第 1 2 発注者が受注者に支給する使用材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する役務提供に使用する機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、仕様書等に定めるところによる。

- 2 発注者は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が仕様書等の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から 7 日

以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。

- 4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関し契約書及びこの契約基準の内容に適合しないこと（第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。）などがあり使用に適当でないと認めたときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 5 発注者は、受注者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。
- 6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 受注者は、仕様書等に定めるところにより、履行期間の満了、仕様書等の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。
- 10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が仕様書等に明示されていないときは、発注者の指示に従わなければならない。

（仕様書等不適合の場合の改善義務）

第13 受注者は、役務提供の実施が仕様書等に適合しない場合において、発注者がその改善又は使用材料の取替えを請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（条件変更等）

第14 受注者は、業務の実施に当たり、次の各号の一に該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 仕様書等に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
- (2) 仕様書等に誤謬又は脱漏があること。
- (3) 仕様書等の表示が明確でないこと。
- (4) 仕様書等で明示されていない役務提供の実施条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、直ちに調査を行わなければならない。

3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果において第2項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次に掲げるところにより、仕様書等の訂正又は変更を行わなければならない。

(1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し仕様書等を訂正する必要があるもの 発注者が行う。

(2) 第1項第4号に該当し仕様書等を変更する場合 発注者と受注者とが協議して発注者が行う。

5 前項の規定により仕様書等の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（仕様書等の変更）

第15 発注者は、必要があると認めるときは、仕様書等の変更内容を受注者に通知して、仕様書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

2 受注者は、仕様書等について軽微な変更を必要とする場合には、発注者の承諾を得るものとする。この場合においては、変更した事項について、書面により明らかにしておくものとする。

（役務提供の中止）

第16 発注者は、必要があると認めるときは、役務提供の中止内容を受注者に通知して、役務提供の全部又は一部の実施を一時中止させることができる。

2 発注者は、前項の規定により役務提供の実施を一時中止させた場合において、

必要があると認められるときは、履行期間若しくは代金額を変更し、又は受注者が役務提供の実施の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（代金額の変更方法等）

第 1 7 代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3 契約書及びこの契約基準の規定により、受注者が増加費用（役務提供の遂行に際しての通常の経費を除く。）を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

（一般的損害）

第 1 8 受注者は、役務提供の実施において、発注者の建物、器物等に損害を与えたときは、発注者の指定する期間内にその代償を補償し、若しくは原形に復し、又は損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（火災保険等によりてん補された部分は除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

（検査）

第 1 9 受注者は、履行期間が満了したときは、その旨を業務完了通知書等により発注者に通知しなければならない。

2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に受注者の立会いの上、仕様書等に定めるところにより、役務提供の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。

3 前項の場合において、検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。

4 受注者は、第2項の検査に合格しないときは、発注者の指示により改めて仕様書等により役務提供を履行して発注者又は検査職員の検査を受けなければならない。この場合においては、役務提供の履行を履行期間の満了とみなし、前2項の規定を適用する。

（代金の支払）

第 2 0 受注者は、第19第2項の検査（第19第4項後段の規定により適用される場合を含む。）に合格したときは、代金請求書により代金の支払を請求することが

できる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、適正な請求書を受理した日の属する月の翌月の末日までに代金を支払わなければならない。

（第三者による代理受領）

第21 受注者は、発注者の承諾を得て代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第20の規定に基づく支払いをしなければならない。

（個人情報に係る秘密の保持）

第22 受注者は、発注者から提供された個人に関する情報又は知り得た個人に関する情報（生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等（文書、図面若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によって認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む。）をいう。以下「個人情報」という。）がある場合は、当該個人情報を次の各号の定めに従って取り扱わなければならない。

- （1）個人情報は秘密として扱うものとし、第三者に提供、開示又は漏えいしてはならない。
- （2）個人情報を利用するに当たっては、この契約を履行するため必要な場合に限るものとし、当該契約の履行以外の目的のために個人情報を利用してはならない。
- （3）この契約を履行するため必要な場合を除き、個人情報の複製、送信、個人情報を保管している媒体の外部への送付又は持ち出し、その他個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為を行ってはならない。
- （4）個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。
- （5）個人情報を保管している媒体が電子媒体である場合は、外部からの不正アクセスの防止、コンピュータウィルスの感染防止等に必要な措置を講じなければならない。
- （6）この契約の履行後、個人情報を消去するとともに発注者から提供された個人情報の媒体があるときは当該媒体を発注者に返却しなければならない。

(7) 個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理を行うため管理方法及び管理体制を定め、善良なる管理者の注意義務をもって個人情報を管理しなければならない。

- 2 受注者は、前項第2号による利用の目的の必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。
- 3 受注者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。
- 4 受注者は、前3項に定めるもののほか、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令に定められた責務を遵守するものとする。
- 5 発注者は、受注者の個人情報の管理の状況について臨時に検査することができる。この場合において、受注者は、発注者から改善要求等があったときは、直ちに必要な措置を講じなければならない。
- 6 受注者は、個人情報の漏えい等が発生した場合は、被害の拡大防止等のために必要な措置を講じるとともに、事案の発生した経緯、被害状況等について調査し、直ちに発注者に連絡しなければならない。
- 7 前各項の規定は、受注者がこの契約の一部を第三者（受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委任又は請け負わせる場合に準用する。この場合において、受注者は、当該第三者に対し個人情報に係る秘密の保持を遵守させるため必要な措置を講じなければならない。

（発注者の任意解除権）

第23 発注者は、履行期間中は、第24又は第25の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（発注者の催告による解除権）

第24 発注者は、受注者が次の各号の一に該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 第5第3項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。
- (2) 正当な理由なく、役務提供に着手すべき期日を過ぎても役務提供に着手しないとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

（発注者の催告によらない解除権）

第 2 5 発注者は、受注者が次の各号の一に該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第 5 第 1 項の規定に違反して代金債権を譲渡したとき。
- (2) 第 5 第 4 項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該役務提供以外に使用したとき。
- (3) 受注者が役務提供の実施を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 受注者の債務の一部の履行が不能であるとき又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (5) 役務提供の目的又は性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が第 24 の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に代金債権を譲渡したとき。
- (8) 第 28 又は第 29 の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (9) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくはこの契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。

イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締

結したと認められるとき。

キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第 2 6 第24各号又は第25各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、第24及び第25の規定による契約の解除をすることができない。

（談合等の不正行為に伴う契約解除等）

第 2 7 発注者は、第23から第25までの規定によるほか、受注者がこの契約に関して、次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、受注者は、契約の解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

- （1）この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第19条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対して、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
- （2）納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- （3）前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含

む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者が前項各号の一に該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、受注者は、発注者の請求に基づき、代金額（本契約締結後、代金額の変更があった場合には変更後の代金額、本契約が単価契約である場合には単価に予定数量を乗じた額。次項において同じ。）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、受注者が独占禁止法第19条の規定に違反した場合であって当該違反行為が同法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売の場合など発注者に金銭的損害が生じない行為として、受注者がこれを証明し、その証明を発注者が認めたときは、この限りでない。

3 受注者は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、代金額の10分の1に相当する額のほか、代金額の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第1項第1号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3第2項又は第3項の規定の適用があるとき。

(2) 第1項第2号に規定する納付命令若しくは排除措置命令又は同項第4号に規定する刑に係る確定判決において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかにになったとき。

(3) この契約が政府調達に関する協定を改正する議定書（平成26年3月19日条約第4号）によって改正された協定の適用を受ける契約であって、第1項第4号に該当する場合であって、第1項第1号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があるとき。

(4) この契約が政府調達に関する協定を改正する議定書（平成26年3月19日条約第4号）によって改正された協定の適用を受ける契約であって、第1項第4号に該当する場合であって、受注者が発注者に独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

4 前2項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

5 受注者は、この契約に関して、第1項各号の一に該当することとなった場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を発注者に提出しなければならない。

6 前4項の規定は、この契約による履行が完了した後においても適用があるものとする。

7 第2項から第4項までの場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金及び賠償金の一部に充当することができる。

(受注者の催告による解除権)

第28 受注者は、発注者が契約及びこの契約基準に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

第29 受注者は、次の各号の一に該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第15の規定により仕様書等を変更したため代金額が3分の2以上減少したとき。

(2) 第16の規定による役務提供の中止期間が履行期間の10分の5（履行期間の10分の5が6月を超えるとときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が役務提供の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の役務提供が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第30 第28又は第29各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、第28又は第29の規定による契約の解除をすることができない。

(解除に伴う措置)

第31 発注者は、この契約が履行期間の満了前に解除された場合においては、役務提供が実施された期間の業務を検査の上、当該検査に合格した部分に相応する代金を受注者に支払わなければならない。

2 受注者は、この契約が履行期間の満了前に解除された場合において、支給材料があるときは、前項の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

3 受注者は、この契約が履行期間の満了前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

- 4 第2項前段及び前項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第24、第25、第27又は第32第3項の規定によるときは発注者が定め、第23、第28又は第29の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第2項後段及び前項後段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。
- 5 履行期間の満了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

(発注者の損害賠償請求等)

第32 発注者は、受注者が次の各号の一に該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 第24又は第25の規定により、履行期間の満了後にこの契約が解除されたとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号の一に該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 第24又は第25の規定により履行期間の満了前にこの契約が解除されたとき。
 - (2) 履行期間の満了前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第2項の場合（第25第7号及び第9号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第4の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

(受注者の損害賠償請求等)

第 3 3 受注者は、発注者が次の各号の一に該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第28又は第29の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第20第2項の規定による代金の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づく、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率の割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(情報通信の技術を利用する方法)

第 3 4 契約書及びこの契約基準において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、民法その他の法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(補則)

第 3 5 この契約基準に定めのない事項は、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

附 則

この基準は、平成25年3月27日から施行する。

附 則（平成30. 7. 27）

1 この基準は、平成30年7月27日から施行する。

2 この基準施行前に国立大学法人埼玉大学契約事務取扱細則第7条に規定する公告をした一般競争については、なお従前の例による。

附 則（平成31. 3. 29）

この基準は、平成31年3月29日から施行する。

附 則（令和2. 3. 27）

1 この基準は、令和2年4月1日から施行する。

2 この基準施行前に締結した契約については、なお従前の例による。

附 則（令和3. 7. 9）

この基準は、令和3年7月9日から施行し、令和2年12月25日から適用する。

附 則（令和４．11．25）

この基準は、令和４年11月25日から施行し、改正後の第22第１項及び第４項の規定は令和４年４月１日から、改正後の第１第１項の規定は令和４年10月18日から適用する。

附 則（令和７．３．25）

この基準は、令和７年３月31日から施行する。